

令和3年6月11日

事業主各位

大阪労働局労働基準部長

「治療と仕事の両立支援助成金」の活用について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政、とりわけ労働安全衛生行政の推進に、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本国民の2人に1人が、がんに罹患し、そのうち3人に1人が、働く世代と言われております。また、高齢者雇用が進む中、がんだけではなく、様々な疾病を抱えた労働者が、今後更に増加するものと思料いたします。

このような状況から、労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と仕事の両立を図るための事業主の皆様による取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、SDGsの達成といった意義もあるものと考えます。

つきましては、事業主の皆様が、治療と仕事の両立を図るための事業場における環境整備等を促進していただく一助として、本年度も引き続き、標記の助成金制度を設けさせていただきました。

なお、本助成金に係る事務手続き等は、独立行政法人労働者健康安全機構が行っておりますので、助成金の手引き、申請様式、Q&A及び要領等については、以下のリーフレット及び同機構のホームページをご参照ください。 参照 URL <https://www.johas.go.jp>

事業者の皆様へ!

病気になっても働き続けられる会社を応援します!

治療と仕事の両立支援助成金 (環境整備コース)・(制度活用コース)

概要

事業者の方が労働者の傷病^(※1)の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度^(※2)を導入または適用した場合に事業者が費用の助成を受けられることができる制度です。



(※1) がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病のこと。

(※2) 傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。①時給単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。

助成対象等

令和3年度から各コースの申請要件を見直しました!

(環境整備コース)は、「両立支援環境整備計画」の作成が不要となります。
(制度活用コース)は、「両立支援制度活用計画」

	環境整備コース	制度活用コース
助成対象	事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) の配置と両立支援制度の導入を新たに行った場合に、申請に基づき費用を助成します。	事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) を活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に、申請に基づき費用を助成します。
助成金額	1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし1企業又は1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。	1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし、対象労働者が有期契約の場合、将来にわたり1回限り、対象労働者の雇用期間に定めのない場合、将来にわたり1回限りそれぞれ助成されます。

(※3) 当機構が実施している「両立支援コーディネーター基礎研修(無料)」を受講し修了した者のこと。
研修のお申し込み等は下記の当機構HP「両立支援コーディネーター基礎研修」のボタンをクリック

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間：9時～12時 / 13時～18時
(土日祝日を除く)

ナビダイヤル

0570-783046 (ナヤミヲシロウ)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.5)



厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)

Ministry of Health, Labour and Welfare Japan Organization of Occupational Health and Safety

